

## JPMグレーター・チャイナ・オープン

追加型投信 / 海外 / 株式

2022.1.21

この目論見書により行うJPMグレーター・チャイナ・オープン(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を2021年7月16日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2021年7月17日に生じています。

## 委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

## JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号  
設立年月日 1990年10月18日  
資本金 2,218百万円(2021年11月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額  
60,566億円(2021年11月末現在)

## 照会先

TEL : 03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

HPアドレス : <https://www.jpmorgan.com/jp/am/>

## 受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

## 野村信託銀行株式会社

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してさせていただきますようお願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式 一般	年2回	アジア	あり (適時ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。  
ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。  
HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

グレーター・チャイナ(中国・香港・台湾)の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

1 主として中国・香港・台湾の株式の中から成長性、収益性等を総合的に勘案して銘柄を選択します。

- 中国・香港・台湾を含むアジア地域の経済状況の分析を行い、銘柄選択に生かします。
- アジア地域における年間約7,000件(2020年実績)の企業取材\*を基に、成長性があり、かつ割安な銘柄を中心に投資します。

\* J. P. モルガン・アセット・マネジメントにおいて、アジア・太平洋地域の株式運用を行うチームにおける年間延べ取材件数です。企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

ストックコネクトを通じて中国のA株への投資を行うことがあります。

中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件下でファンドを含む外国の投資家にも投資が認められているものです。ストックコネクトについては後記 2. 投資リスクをご参照ください。

### ① 中国・香港・台湾を含むアジア各国の個別銘柄の分析

企業取材を踏まえ、各企業の事業内容、財務・経営状況、収益性、株価の割安度・割高度等の分析を行い、投資収益が各国市場全体の平均を上回ると判断される度合いに応じ、各企業を格付けします。調査対象企業について、業種分散、流動性等にも配慮しながら格付けリストが作成されます。格付けリストは、ファンドの主要投資対象国である中国・香港・台湾を含むアジア各国について作成し、中国・香港・台湾につき、外部環境等から受ける影響や相対的な魅力度を判断して、②以下のプロセスで活用します。

\*格付けリストとは、その国の銘柄のみで構成された各企業の格付けのリストのことをいいます。

### ② 各情報の確認および投資方針の討議

運用チーム内で定期的に行われるミーティングにおいて、以下の情報を確認し、アジア各国市場の投資魅力度の検討、各銘柄の比較・検討およびアジア各国の有望銘柄の絞り込みを行うために討議します。

- ・ ①で作成された格付けリスト等の情報
- ・ 個別企業および当該企業の所属する産業の見通し、経営陣の資質、資本構成や競争優位性等の情報ならびにこれらをもとに株価予想リターンを算出し、ランキングした情報
- ・ J. P. モルガン・アセット・マネジメント内で提供される金利、為替動向等の情報

### ③ ファンドの構築

ファンドの投資目的、リスク等を考慮し、①で作成された中国・香港・台湾の格付けリストおよび②の討議を参考にしながら、ファンドの組入銘柄とその比率を決定します。

**2** 為替ヘッジは弾力的に対応します。

**3** ファンドのベンチマークは、MSCIゴールデン・ドラゴン・インデックス(配当なし、円ベース)とします。

ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

ベンチマークとは、ファンドの運用の成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

MSCIゴールデン・ドラゴン・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。

MSCIゴールデン・ドラゴン・インデックス(配当なし、円ベース)は、同社が発表したMSCIゴールデン・ドラゴン・インデックス(配当なし、米ドルベース)\*を委託会社にて円ベースに換算したものです。

\*MSCI Inc.が香港・台湾・中国のMSCI指数を合成したものです。

**4** JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド(香港法人)に運用(為替ヘッジを除きます。)を委託します。

委託会社が決定するヘッジ比率の範囲内で行う為替ヘッジをJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)に委託します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

## 投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への投資には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

## 収益の分配方針

年2回の決算時(4月・10月の各24日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### <収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費\*<sup>1</sup>控除後の配当等収益\*<sup>2</sup>および有価証券の売買益\*<sup>3</sup>)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

\*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

\*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。

\*3 評価益を含みます。

## 2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。  
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

ファンドは、主に外国の株式に投資をしますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。
為替変動リスク	為替相場の変動が投資資産の価値の変動に影響を与えることがあります。ファンドは、為替ヘッジを弾力的に行いますが、ヘッジを行った場合でも為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。
カントリーリスク	アジア諸国における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>■ 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。</li><li>■ 株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いいため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。</li><li>■ 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済・保管の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあること、新たに導入された制度については不確定・不安定な要素があることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。</li><li>■ 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。</li></ul>
ストックコネクト*のリスク	ストックコネクトを通じた中国のA株への投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>■ 取引執行、決済等に関するストックコネクト特有の条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクトを通じた取引に特有の費用が課される場合があります。</li><li>■ スtockコネクトを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金(売買不履行から保護することを目的として設立されているもの)の対象にならず、また、現地の証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性もあります。</li></ul>

- ストックコネク特を通じて取得した株式にかかる権利は、現地の保管機関等を通じて行使することとなり、その権利行使はストックコネク特特有の条件や制限に服することとなります。したがって、株主としての地位・権利は制限的なものとなる可能性があります。
- 上海証券取引所や深セン証券取引所の営業日であってもストックコネク特的の運営日でない日があり、それによりストックコネク特を通じて取得した株式を意図した日に売却できない場合があることから、予期しない株価変動リスクを負うことがあります。
- ストックコネク特は比較的新しい制度であり、多数の外国の投資家が参加した場合に市場がどのような影響を受けるのか不明です。このため、今後、更なる規制が課される可能性があります。

\* 本書において、「上海・香港相互株式取引制度」と「深セン・香港相互株式取引制度」をあわせて「ストックコネク特」といいます。  
「ストックコネク特」とは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式(中国のA株)を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

## その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

## リスクの管理体制

運用委託先では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

為替ヘッジを行う場合は、為替ヘッジの委託先のリスク管理部門が為替ヘッジ状況をモニターします。

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

## 参考情報

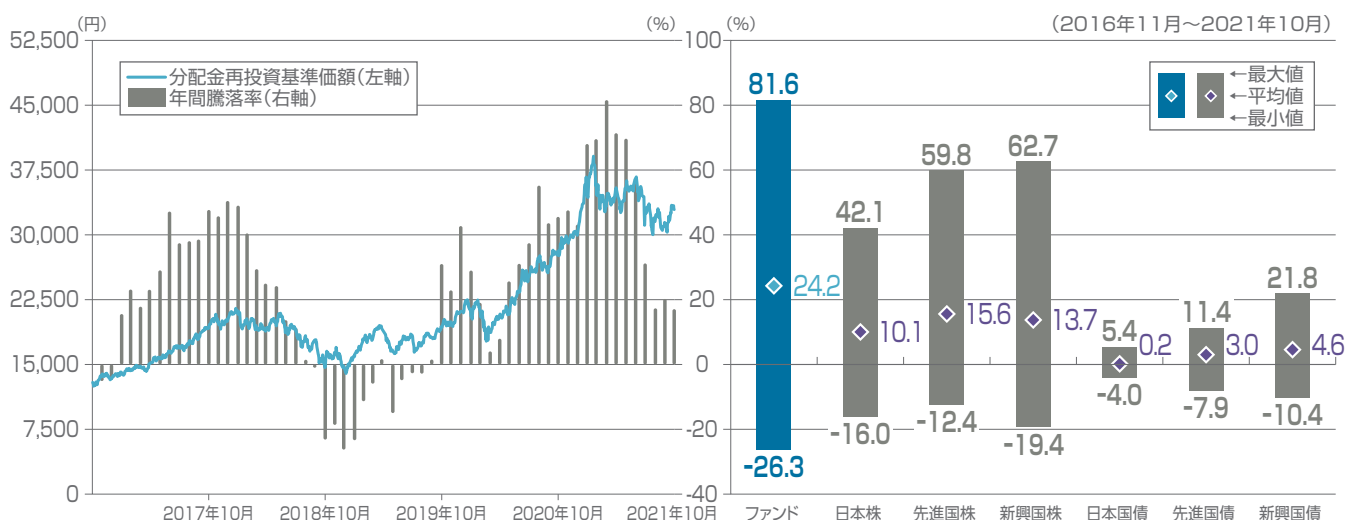
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### <ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2016年11月～2021年10月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

### <ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、ファンドは、(株東京証券取引所)により提供、保証または販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

# 3. 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ (<https://www.jpmorgan.com/jp/am/>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2021年11月19日	設定日	1997年4月25日
純資産総額	58億円	決算回数	年2回

## 基準価額・純資産の推移



\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。  
\*分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

期	年月	円
45期	2019年10月	0
46期	2020年4月	100
47期	2020年10月	300
48期	2021年4月	300
49期	2021年10月	0
設定来累計		3,440

\*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

## 国(地域)別構成状況

投資国/地域 <sup>*1</sup>	投資比率 <sup>*2</sup>
中国	64.0%
台湾	25.6%
香港	9.6%

## 通貨別構成状況

通貨	投資比率 <sup>*2</sup>
香港ドル	49.4%
新台幣ドル	25.6%
オフショア元	20.1%
米ドル	4.1%

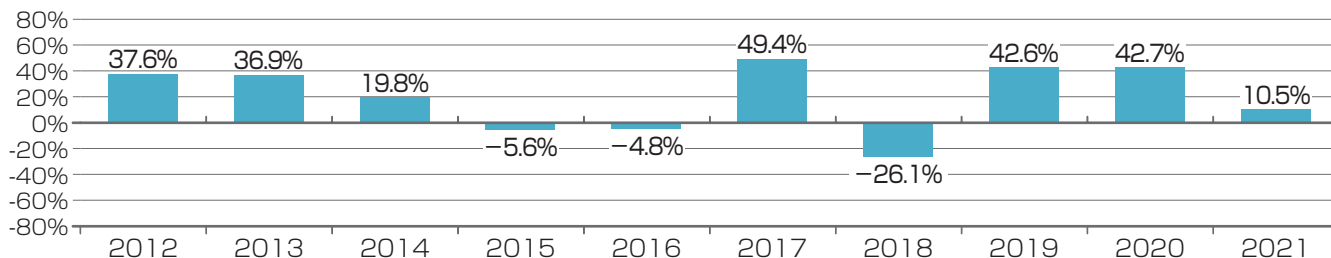
## 業種別構成状況

業種	投資比率 <sup>*2</sup>
半導体・半導体製造装置	19.4%
メディア・娯楽	13.6%
小売	12.9%
保険	5.8%
食品・飲料・タバコ	5.2%
その他	42.3%

## 組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国/地域 <sup>*1</sup>	通貨	業種	投資比率 <sup>*2</sup>
1	台湾積体回路製造	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	9.9%
2	騰訊控股	中国	香港ドル	メディア・娯楽	9.8%
3	アリババ・グループ・ホールディング	中国	香港ドル	小売	5.4%
4	美团	中国	香港ドル	小売	5.0%
5	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	4.0%
6	香港取引所	香港	香港ドル	各種金融	2.5%
7	薬明生物技術	中国	香港ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.3%
8	招商銀行	中国	香港ドル	銀行	2.2%
9	網易	中国	香港ドル	メディア・娯楽	2.1%
10	瑞昱	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	2.0%

## 年間収益率の推移



\*年間収益率(%) =  $\{(年未営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) \div 前年未営業日の基準価額 - 1\} \times 100$

\*2021年の年間収益率は前年未営業日から2021年11月19日までのものです。

\*当ページにおける「ファンド」は、JPMグレーター・チャイナ・オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国/地域に基づいて分類しています。

※2 ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

# 4. 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。 ただし、収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	購入申込日から起算して6営業日目までに購入代金を販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	1口単位または1円単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	午後3時までに、購入・換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の購入・換金申込みとして取扱います。
購入の申込期間	2021年7月17日から2022年4月21日までとします。
換金制限	1日1顧客当たり5億円を超える換金申込みはできません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	1 緊急事態が発生し、ファンドへの追加信託がファンドの適正な運営を害すると委託会社が判断した場合に、購入申込みの受付を中止することがあります。 2 以下の場合に換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	1997年4月25日から <b>2022年4月24日まで</b> です。
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・一部解約によりファンドの受益権の総口数が5億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月24日および10月24日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年2回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。 受益者が販売会社所定の手続きをとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。



## ファンドの費用・税金

### [ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>手数料率は<b>3.3%(税抜3.0%)</b>を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。</p> <p>当該費用は、購入時におけるファンド投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。</p>
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.5%</b> を乗じて得た額が換金時に差し引かれます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して<b>年率1.683%(税抜1.53%)</b>がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は以下のとおりです。</p>		
	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
	年率0.803%* (税抜0.73%)	年率0.77% (税抜0.70%)	年率0.11% (税抜0.10%)
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
	<p>*内、年率0.5%を、投資判断等の運用業務(為替ヘッジを除きます。)およびこれに付随する業務の対価として運用委託先に支払います。また、為替ヘッジが行われた期間においては、内、年率0.0075%を為替ヘッジについての投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として為替ヘッジの委託先に支払います。</p>		
その他の費用・手数料	<p>1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)</li> <li>・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)</li> <li>・信託財産に関する租税</li> <li>・信託事務の処理に関する諸費用(下記2のものを除きます。)、その他ファンドの運用上必要な費用</li> </ul> <p>(注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。</p> <p>2 純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)をファンド監査費用および信託事務の処理に関する諸費用の一部とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間330万円(税抜300万円)を上限とします。</p> <p>(当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。)</p> <p>なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。</p>		

(注) 上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

## [税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金 ( 解 約 ) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1) 上記は、2021年11月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2) 少額投資非課税制度(NISA・ジュニアNISA)をご利用の場合、毎年、NISAは年間120万円、ジュニアNISAは年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、NISAは満20歳以上の方、ジュニアNISAは満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。NISAおよびジュニアNISAについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

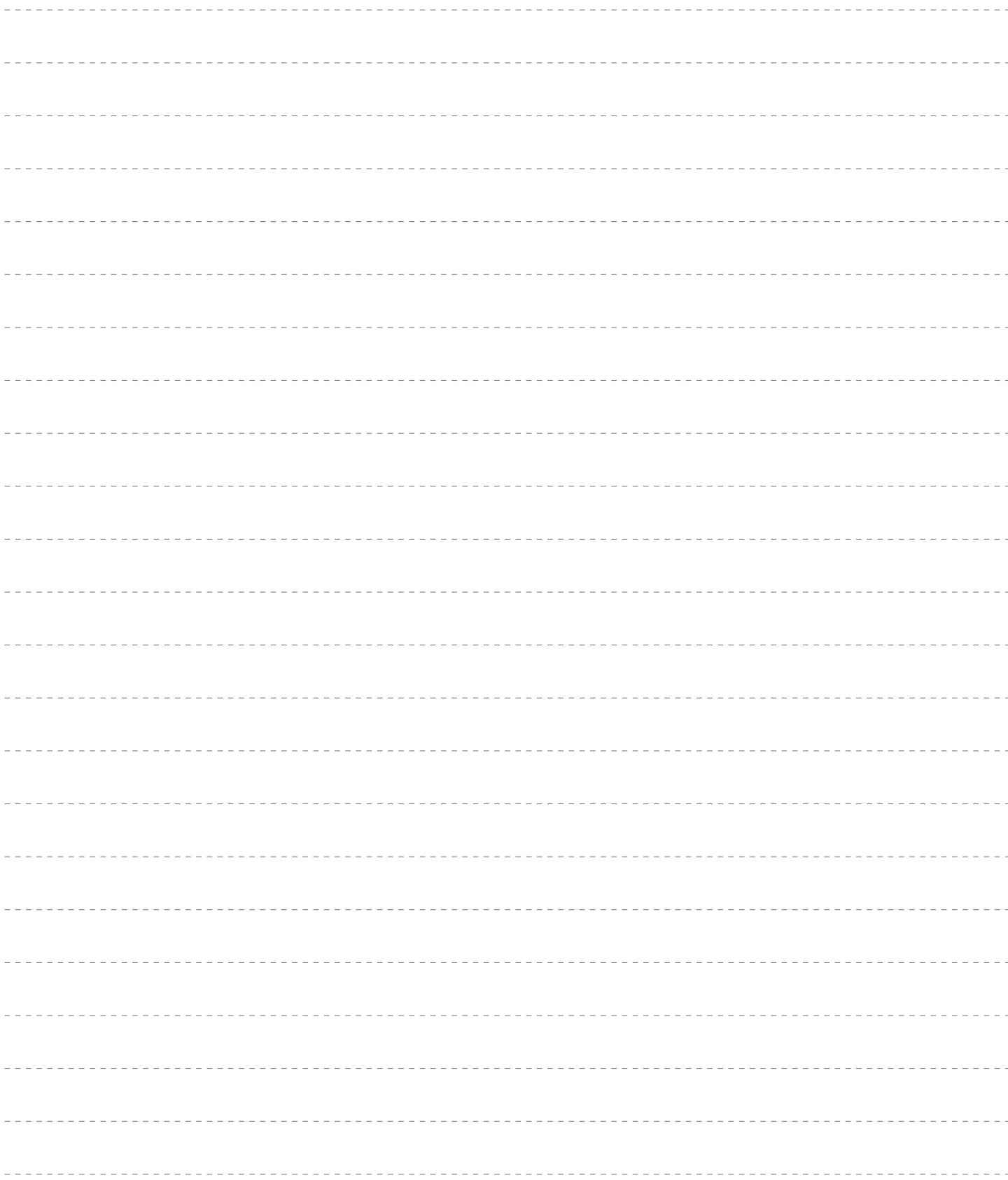
(注3) 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注4) 法人の場合は上記とは異なります。

(注5) 税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。









このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

### 「JPMグレーター・チャイナ・オープン」の購入時手数料について

野村証券株式会社における購入時手数料は、購入金額（購入申込日の翌営業日の基準価額×購入口数）に以下の手数料率を乗じた額とします。

購入代金*	手数料率
1億円未満	3.3%（税抜3.0%）
1億円以上5億円未満	1.65%（税抜1.5%）
5億円以上	0.55%（税抜0.5%）

\* 購入代金＝購入口数×基準価額＋購入時手数料（税込）

ただし、口数指定または手数料を含まない金額指定（NISA預りの場合に指定可能）でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。

（1）基準価額に購入口数を乗じた額（購入金額）に応じた購入時手数料率

（2）購入金額に（1）を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率

なお、上記に基づいてお支払いいただく金額（購入代金）を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

- ◆収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ◆収益分配金を受取る場合は、決算日から起算して概ね5営業日目までにお支払いします。
- ◆野村証券株式会社における購入単位は以下のとおりです。

自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
----------------------------	-------------------------

※自動けいぞく投資コースでは、お客様のご要望により再投資を停止し、分配金の受取りに変更することができます。

詳しくは野村証券の窓口またはウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

### 当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001 年 5 月

### 〇お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔 <総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40~19:00、土日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く) 〕

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔 <お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

### 〇指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

### 【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項】

JPM グレーター・チャイナ・オープン は、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることもあります。



30600481